

建設業における労働災害防止対策の徹底について

令和6年10月24日（木）、徳山労働基準監督署長は建設業労働災害防止協会山口県支部周南分会長に対し、災害防止対策の徹底に関する要請を実施しました。

令和6年9月末現在、徳山労働基準監督署管内の建設業における労働災害の発生件数（暦年単位で集計）は、死亡災害の発生こそ無いものの、休業4日以上
の災害件数が13件（速報値）となっています。これは令和5年の年間件数と同数であり、前年同月比+62.5%と憂慮すべき状況にあります。

年末に向け、これ以上の労働災害の発生を抑えるため、徳山労働基準監督署（署長 宮本敏和）は建設業労働災害防止協会山口県支部周南分会（分会長 駒井孝信）に対し、会員事業場へ災害防止対策の徹底を呼び掛けるよう要請を実施したほか、11月には合同による現場パトロールも実施することとしました。

また、これ以外にも現場パトロールや災害防止の啓発に一層の力を入れることとしましたので、建設業関係者の皆様には、災害防止へのご協力をお願いいたします。



宮本署長から要請書を受取る村田事務局長